

い。」に改める。

第三十五条中「特定港内」を「港内」に改める。

第三十七条の次に次の二条を加える。

（準用規定）

第三十七条の二 第十條、第二十六

條、第二十九條、第三十一條、第

三十六條第二項及び第三十七条の

規定は、特定港以外の港にこれを

準用する。この場合において、こ

れらに規定する港長の職権は、当

該港の所在地を管轄する海上保安

本部長がこれを行うものとする。

第三十八条中「五千円」を「五万円」

に改める。

第三十九條中「三千円」を「三万円」

に、第四号中「第八條第三項、第十

條又は第三十七条第一項」を「第八條

第一項（第三十七條の二の規定に

よりこれらの規定を準用する場合を

含む。」に改める。

第四十条中「三千円」を「三万円」に

改める。

第四十一條中「三千円」を「三万円」

に、第一号中「第二十六條、第三十一

條第二項又は第三十六条第二項」を

「第二十四條第四項又は第二十六條、

第三十一條第二項若しくは第三十六

條第二項（第三十七條の二の規定に

よりこれらの規定を準用する場合を

含む。」に、第二号中「第三十一條

第一項」を「第二十四條第一項又は第

三十一條第一項（第三十七條の二の

規定により準用する場合を含む。」に

改める。

第四十二条中「千円」を「一万円」に

改める。

第四十三条中「千円」を「一万円」に、第一号中「第二十九條」を「第二十四條第三項、第二十九條（第三十

七條の二の規定により準用する場合を含む。」に改める。

第四十四条中「千円」を「一万円」に

改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行す

る。

○大屋國務大臣 ただいま上程されま

した港則法の一部を改正する法律案に

ついて、提案理由を御説明いたしま

す。

この法律案によつて改正しようとす

る要点は、次の四つの点であります。

一、繫船浮標、橋橋、岸壁その他船舶

の繫留施設の管理者及び港長の事務の

範囲を明確にすること。二、港内にお

ける船舶交通の安全と港内の整頓のた

め、必要な廃物の投棄等の取締りに關する規定を設けること。三、特定港に

のみ限つて適用のある規定のうち、所

要の條項を特定港以外の港に準用する

ものとすること。四、罰金を適当な額に改めること。すなわち現行法では、

港長の鋪地指定は、船舶が繫船浮標、

橋橋、岸壁等の施設に繫留する場合に

も及ぶこととなつてゐるのであります

て、この場合において港長は、もちろん専断的に指定をするのではなく、そ

の都度、これら施設の管理者の意向を

聞いた上で、指定をすることになつて

おりますが、かような場合、船舶は、

これら施設の管理者との間の契約に基

き、一定の使用料を支拂つて繫留する

のであります。従つて取締り機

関たる港長が、かような施設への繫留についてまで、全面的に命令をするという形をとることは適当ではなく、ま

ありますので、第五條等関係條文を実

情に即するように改正して、これら施

設の管理者と港長との間ににおける所

管事務の範囲を明確にする必要があ

ります。

また現行法第二十四條には、港内そ

の他日本國の水域における水質の汚濁

防止については、別に法律で定める旨

を規定しておりますので、昨年七月同

法の施行以來、種々研究をして來たの

であります。が、利害の錯綜等、諸種の

関係から、これに関する單行法の制定

は、きわめて困難な実情にあります。

正し、同法の目的とする港内における

船舶交通の安全と、港内の整頓を確保

するため、必要な廃物の投棄等の取

締りに関する規定を設けることとした

のみ限つて適用のある規定のうち、所

要の條項を特定港以外の港に準用する

ものとすること。四、罰金を適当な額に

改めること。すなわち現行法では、

港長の鋪地指定は、船舶が繫船浮標、

橋橋、岸壁等の施設に繫留する場合に

も及ぶこととなつてゐるのであります

御説明を終ります。何とぞ慎重御審議

あらんことを希望いたします。

案につきまして趣旨の説明を求めます。

○岡村委員長代理 次に通訳案内業法

通訳案内業法

（目的）

第一條 この法律は、通訳案内業の

健全な発達を図り、外客接遇の向

上に資することを目的とする。

（定義）

第二條 この法律で「通訳案内業」と

は、報酬を受け、外國人に附き

添い、外國語を用いて、旅行に関

する案内をする業をいう。

（免許）

第三條 通訳案内業を営もうとする

者は、運輸大臣の行う試験に合格

し、都道府縣知事の免許を受けな

ければならない。

（次格條項）

第四條 左の各号の一に該当する者

には、免許を與えない。

一、一年以上の懲役又は禁錮の刑

に処せられた者で、刑の執行を

終り、又は刑の執行を受けるこ

四 産業、経済、政治及び文化に

関する一般常識

五 人物考査

（不正受験者の処分）

第六條 受験に際し、他人を出頭せ

しめ、受験場に持ちこむことを禁

ぜられている物件を持ちこみ、又

は、他の人の答案をぬすみ見るよう

不正な方法によつて、第三條の試

験に合格しようとした者に対する

は、その試験を停止し、又はその

は他人の答案をぬすみ見るよう

不正な方法によつて、第三條の試

験に合格しようとした者に対する

は、その試験を停止し、又はその

は他人の答案をぬすみ見るよう

不正な方法によつて、第三條の試

験に合格しようとした者に対する

は、その試験を停止し、又はその

は他人の答案をぬすみ見るよう

不正な方法によつて、第三條の試

験に合格しようとした者に対する

は、その試験を停止し、又はその

は他人の答案をぬすみ見るよう

不正な方法によつて、第三條の試

第五條 第三條の試験は、左の科目

について行う。

（試験）

一 外國語

二 日本地理

第十條 第三條の免許、第八條の免

許の更新又は前條の免許証の再交

付を受けようとする者は、政令の

定めるところにより、手数料を納

とあるのは「國有鉄道、國有鉄道に
関連する國營船舶及び國營自動車
並びにこれらの附帶事業に関する
運輸省」と読み替えるものとする。

4 日本國有鉄道法第十七條の規定
は、第一項の規定による委員とな
るべき者に適用する。

5

第一項又は第二項の規定により
指名された委員となるべき者及び
総裁となるべき者は、日本國有鉄
道法施行の時において、同法の規
定によりそれぞれ日本國有鉄道の
最初の監理委員会の委員又は総裁
に任命されたものとする。

6

第二條 日本國有鉄道法施行の際、現
に運輸省職員（運輸部内の官
吏、官吏の待遇を受ける者、雇員
及び見習雇員をいう。以下同じ。）
であつて、運輸省鐵道總局等主と
して國有鉄道、國有鉄道に関連す
る國營船舶及び國營自動車並びに
これらの附帶事業に関する事務を
所掌する部局その他の機關であつ
て運輸大臣の定めるものに勤務す
るもの、運輸大臣の指名する者
を除き、同法施行の際運輸省職員
としての身分を失い、日本國有鉄
道に引き継がれるものとする。

7

日本國有鉄道法施行の際、現に
運輸省職員（運輸部内の官
吏、官吏の待遇を受ける者、雇員
及び見習雇員をいう。以下同じ。）
であつて、運輸省鐵道總局等主と
して國有鉄道、國有鉄道に関連す
る國營船舶及び國營自動車並びに
これらの附帶事業に関する事務を
所掌する部局その他の機關であつ
て運輸大臣の定めるものに勤務す
るもの、運輸大臣の指名する者
を除き、同法施行の際運輸省職員
としての身分を失い、日本國有鉄
道に引き継がれるものとする。

8

失い、日本國有鉄道に引き継がれ
るものとする。
3 前二項の規定により、運輸省職
員が、日本國有鉄道に引き継がれ
る場合においては、その者に対す
る退官退職手当は、支給しない。
4 前項に規定する者が政府の職員
として勤務した期間は、退職金の
計算においては、日本國有鉄道に
勤務した期間とみなす。
(地方公共團體の議員たる
者の暫定措置)
第三條 前條第一項又は第二項の規
定により日本國有鉄道の職員とな
つた者であつて、日本國有鉄道法
施行の際現に地方公共團體の議會
の議員であるものは、その任期中
は引き続きその議員であることが
できる。

(権利義務の承継)

第四條 國有鉄道、國有鉄道に關連す
る國營船舶及び國營自動車並びに
これらの附帶事業に関する事務を
所掌する部局その他の機關であつ
て運輸大臣の定めるものに勤務す
るもの、運輸大臣の指名する者
を除き、同法施行の際運輸省職員
としての身分を失い、日本國有鉄
道に引き継がれるものとする。

(訴訟の受継)

第五條 前條に規定する事業に関
し、國を当事者とする訴訟であつ
て、日本國有鉄道法施行の際現に
係属しているものは、その時にお
いて日本國有鉄道が受け継ぐ。同
條に規定する事業に関し、これを
所掌する行政廳を当事者とする訴
訟で前段と同様なものは、日本國
有鉄道の総裁が受け継ぐ。

(其務組合に關する暫定措置)

第六條 日本國有鉄道法施行の際、

現に國家公務員共済組合法（昭和
二十三年法律第六十九号）第二條
第二項第八号の規定による共済組
合の組合員であつて、第二條第一
項又は第二項の規定により日本國
有鉄道法施行後当分の間、日本國
有鉄道に引き継がれないものは、
引き続き日本國有鉄道法第五十七
條第二項の規定により日本國有鉄
道に設けられる其務組合（以下「國
鐵共済組合」という。）の組合員と
する。

第九條 昭和二十四年五月三十一日
において國有鉄道事業特別會計が
負担する公債及び借入金は、日本
國有鉄道法施行の日において、一
般會計に歸屬せしめる。

（公債及び借入金の処理）
第十條 日本國有鉄道は、昭和二十四年
五月三十一日における國有鉄道事
業特別會計の資本金は、昭和二十四年
五月三十一日における國有鉄道事
業特別會計の資産の價額（調整勘
定に計上する額を含む。）から負
債の額を控除した額に相当する
額とする。

（國有鉄道事業特別會計の殘務の
處理）
第十二條 國有鉄道事業特別會計に
おける昭和二十三年度及び昭和二
十四年度の予備費の使用、決算、
財產及び出納その他会計に関する
事務は、日本國有鉄道法施行の日
以後は、從前の例により日本國有
鐵道が行う。

（國有鉄道事業特別會計の資本金の額）

規定による貸付として國庫余裕金
を一時貸付けることができる。

（資本金の額）

2 國庫は、前項に規定する者に係
する國家公務員共済組合法第六十九
條第一項各号及び同法第九十二條
に掲げる費用を負担するものと
し、政府は、これを國鐵共済組合
に拂い込まなければならぬ。

（不動産に関する登記の手續）
第七條 日本國有鉄道が第四條の規
定により不動産に関する権利を承
継した場合において、その権利に
つきすべき登記の嘱託書には、不
動産登記法（明治三十二年法律第
二十四号）第三十一條第一項の規
定にかかわらず、登記義務者の承
諾書を添付することを要しない。

2

3 前項に規定する債務について
は、日本國有鉄道は、政府に対し
その債務を表示する証書を交付す
るものとする。

4 第二項の規定により日本國有鉄
道が政府に対し負う債務の償還期
限、利率及び利子支拂期日は、第
一項の規定により一般會計に歸屬
した公債及び借入金の償還期限、
利率及び利子支拂期日によるもの
とする。

(廳舍の無償貸付)

第十三條 日本國有鉄道は、日本國
有鉄道法施行の際現に政府が使用
している廳舍を政府に無償で貸し
付けることができる。

（他の法令の改廢等）

第十四條 鉄道敷設法（大正十一年
法律第三十七号）の一部を次のよ
うに改正する。
第一條中「帝國」を「本邦」に、
「政府」を「日本國有鉄道」に改める。

第二條、第四條及び第五條を削
除する。

5 政府は、第一項の規定により一
般會計に歸屬した公債及び借入金
の借換をした場合においては、そ
の償還期限、利率及び利子支拂期
日並びに公債についてはその発行
價格に基き、第二項の規定により
日本國有鉄道が政府に対し負う債
務の償還期限、利率及び利子支拂
期日を変更することができる。

（日本國有鉄道が引き継ぐ財產の
範囲）

第六條 日本國有鉄道法施行の日に
政府は、日本國有鉄道にお
いて支拂上現金に不足があるとき
を「日本國有鉄道の鉄道及び連絡
の際運輸省職員としての身分を

（國庫余裕金の貸付）

第十條 政府は、日本國有鉄道にお
いて支拂上現金に不足があるとき
を「日本國有鉄道の鉄道及び連絡
の際運輸省職員としての身分を

る必要があるわけであります。

最後に日本國有鉄道の監理委員会の設置ですが、これは日本國有鉄道法の施行が六月一日でありますと、その時期に國會が開会中でないことが考えられますので、それに対処し、日本國有鉄道の発足に支障ないよう、この準備的措置が必要となるわけであります。日本國有鉄道法によりますと、御承知のように総裁の任命のためには、その前提として監理委員会が成立していなければならぬのであります。この監理委員会の委員の任命について、は、日本國有鉄道法施行後において、國會の御同意を要することとなつておりますので、もしその時期に國會が閉会でもされておりますと、御同意を得ることができず、ために監理委員会も成立せず、従いまして総裁も、その他役員も、任命できないことと相なりまして、日本國有鉄道の六月一日からの発足にも、支障を來す事態に立ち至るのです。このようなことをおそれまして、その対策といたしまして、日本國有鉄道の施行前に、將來監理委員会の委員となるべき者を、正規の委員の任命の方式と同一方式で指名しておき、またこれらの者の推薦によつて、総裁となるべき者をも指名しておきまして、日本國有鉄道法の施行と同時に、別段の任命の手続を要せぬ鉄道は何らの支障もなく、発足し得ることとなるわけであります。

の管理上で走る。走行の際の走行〇所〇い〇 駐〇を〇走原〇ではに改〇れる中〇

ます。それです。これらが、これまで行われた道運賃の問題を、これで解決する質問のことれんこととすることです。

（略）

運輸省を設けられましたとおいであります。まことに、さういふのであります。運輸省は、御存じの如きの所轄事務は、主として地方廳の所轄事務であります。それで、御存じの如きの所轄事務は、主として地方廳の所轄事務であります。それで、御存じの如きの所轄事務は、主として地方廳の所轄事務であります。

質疑と
ら、御
におおつ
後の成
におおつ
会にお
し上げ
いして、
とを伺
ます。
の希望
ように
さよう、
で、こ
いわゆ
うとが
すか、
これ
ば、多
すこと
すこと
ぜひと
ぜひと
じよし
氣であ
ります
、十七

。ついにいるわ も点後こはくをい縣まに。やるれなしとよ、こい 県全すてき行た了御
んこてめま東そままもえ減つてしまふ事のを事従は縣りいなまり〇
こいしこれのにる

いふこと
はるの牧
て参るの牧
に最初私
に最高に
あつたの
研究した
に、各呑
考えでち
おきをす
いうこと
して本多
として道監
意見の通
事務官
区域を管
に委譲さ
が総合的
道監事務
区域と連
行くこと
ます。ま
うといた
は種々な
れによつ
されによ
かが総合的
えればとこ
うつておれ
管されま
不安心で
これはと
はりなね
る整理事
その

多國務省ともども、なんどかの問題を抱いてゐるが、その一つは、多國務省の委員会に於ける、いわゆる「官能的」の運営である。この問題は、多國務省の運営の問題であるといふべきである。たゞ、多國務省の運営の問題は、多國務省の運営の問題であるといふべきである。たゞ、多國務省の運営の問題は、多國務省の運営の問題であるといふべきである。

方にはつて輸入して、ります。しまして、するが、が、ので、保留を少しだけ減らして緩和します。しかし、したことしたが、が、ので、保留を少しだけ減らして緩和します。それが、が、のため、地方の人たちは、少しだけ機関を減らす方針を進めます。

○尾崎(末委員) 御説明で今日までの経過はわかつたのであります、御説明の中に三点ばかり非常な疑義があるのであります。その一つは、地方廳に委譲をしても、いわゆるしろうとにまかせるのではなくて、現在やつておる人たちを公吏として地方廳に使わせてこれをやつて行くのだ、こういうことでありますならば、何がゆえに地方廳にこれを委譲するのか。一体人そのものをそのまま引継いで、同じ仕事をやらせるというのであるならば、現在のままでやつても同じことであるものを、わざ／＼地方廳にこれを委譲する、こういうことがいわゆる委譲せんがための委譲であつて、仕事をそのものに対する目的といふものを、はき違えておるような感じを受けるのであります。その点に対するところの御説明を伺いたいのが一つ。もう一つは地方に委譲いたして、運輸大臣が強力な監督権を持つと申してみましても、それは言うべくして実際問題としてはなか／＼行われにくいことを、今まで多くの例によつてわれ／＼は見聞いたしておるのであります。特に資材その他の物の確保につきまして、これが各府縣に別々に分立するということになりますれば、おそらく事を構えて資材その他の物の取扱いが始まるとということは、いくらやるなど申しましても、戦時中のごときびしい統制をやつておるときでさえも、監理会社等においては、人につきまして三百人必要なものを八百人の申請をいたしてみたり、資材につきましてもさようなことをやつてみたり、いろいろなことをやつた。いわゆる監督官という、現役の厳格な將校さんたちが監督していた工場でさえも、そ

いうようなことをやつたのであります。こういふ問題は、地方廳に委譲された後に、運輸大臣がいかなる強い権限を持ち、十分なる監督をしようと思つたつて、言うべくしてなか／＼効果のあがらないことは、從來の経験によつて明らかであります。この点につきまづても、非常に大きな私どもは疑問を持つております。大体今回の整理について、いわゆる出先機関を廃止もしくは委譲すべしといふ議論が起りましたが、そもそも／＼一年半くらい前からのその議論の根拠と申しますものは、能率を適当に上げる、いわゆるその機能を十分に発揮せしむる、こういう建前から、重複した出先機関を廃止もしくは委譲する、地方廳に類似のもののあるものは、廢止もしくは委譲する、こらいうようないかだ前から論議せられたのが、このいわゆる変形されたのが今回のやり方であるように私どもには断じられるのであります。でありますから、このことはおそらく他の委員からも相当の御質問があると思うのでありますけれども、本委員会といたしまして、先に申しました場合においては、もとよりできました場合においては、もとよりこれを本多國務大臣は尊重せられるだろうと思うのであります、その際におけるところのお考えを伺いたい。先に申し上げました質問とあわせて、この点を伺つておきたいのであります。

題だらうと思ひますが、地方公共團体が國の方針に従わない、よこしまなことをやるだらうという前提に立てば、ただいまのようなお話も理論が立つと存じます。しかし地方公共團体といふものは、本来の地方自治体の固有事務と、それに合せて國家の委任事務を処理することを存立の目的として、できておるのであります。そういう地方公共團体といふ國家組織がありながら、すべてのことを出先機関をもつてやらなければならぬというふうになつて参つたのが、終戦後の日本の状態であります。運輸省においては、運輸關係に関するあらゆる資材の割当は、直接出先機関でなければならない。商工業者には商工省がそれをやらなければならぬ。文部省においては、農業者に対する農機具、その他あらゆる資材の配給は、直接出先機関でやらなければならない。くもの巣が何重にも重なり合つている状態が、今日の日本の状態であります。かくのごとき状態では、地方自治制を運営する上におきましても、総合的な運営ができない非常に困難な面も、そこに生じて來るのであります。ゆえにこの地方出先機関の根本の精神とから、経費も人員もよけいに要するといたしましては、そうした日本の今日の地方公共團体というものを育成し、またこれを信頼して國家の委任事務は遺憾なくやらせる、やるだけの責任を持たせると、いう方向に進まない限り、機構の簡素化も経費の節減も、なかなか

かできないという觀点に立ちましてこの方向に向つておるのでござります。地方公共團体は、まったく地方ボスの左右するところであつて、地方公共團體にまかしたのでは、まったく信用ができないというような觀念は、私はもはや今日のわが國の地方公共團體の、あれだけの発達をしておるものとやらえては酷過ぎる考え方ではなかろうかと思ひます。これにつきましては、大臣の指導監督権、さらに不當な处分に対する処分の変更の権限までも大臣が保留してこれを実施せしめるということになりましたならば、きまつた方針、わくに基いての配給は、私はあやまちなくやつて行けるものである、こういう考え方であります。

して、本多國務大臣のおつしやるような、いろいろの弊害のある、いろいろの醜陋した、そういうものを廃止もしくは委譲する、こういうことであつたことを、私どもはつきりまだ記憶をいたしておりますのであります。その点と、いま一つは、私ども地方公共團体といふものを絶対に信用しないというでない、抽象的に信用するとか、しないとかいうことを論議するのではないかであります。実際問題となりますと、やはり他のところよりも、自分のところをよくしたい、という氣持は起つて参ります。現にだしま盛んに参る陳情等におきましても、こういう問題になつて参りますと、他府縣のことなんかほとんどもう頭がない。現に道監の問題でさえも、長文の電報が二、三縣から私のところにも参つております。道監が十七、八に減らされるそうだが、おれの縣だけはぜひひとつ頼む、こういうことを言つて來るくらいで、信用するとか、信用しないとかいう抽象的な問題ではなくして、実際問題としては、各府縣おののく分立いたしまするならば、さつき申しましたような弊害が当然出て來るのであります。これは決して信用、不信用の問題ではないと思うであります。でありますから、この種のものは、当然機構を縮小しても、存續すべきものであると私どもは考えておるのであります。他の問題は論議いたしません。他の問題は御方針の通りでまことにけつこうであると申し上げるのであります。この問題につきましては、せひとも実現までの間に再考せられますが、特にまたそこにつけ加えて申し上げておきたいことは、四十三個所あつたところの道

監も、その事務所を十七に減らすなど
ということになりますと、あの府縣
は一体どうなるか、あの府縣の人々
の頭というものは、どういうことにな
るか、こういう点も考えてみますと、
こういふ問題に対し、大きな影響が
生じて来るよう思ひます。
むしろおつしやるよう、整理をし、
経費を少くするということのために、
全部廢止をしてしまうとか、あるいは
さつきおつしやつたような、現在やつ
ておるものを持ち方廳に公吏として引継
ぐのでなくして、地方廳そのものに全
部まかせてしまう、こういうのである
ならば、また考え方があるのであります
が、現在なれたところの者を公吏と
して地方廳に引継ぐ、こういうような
やり方によつては、経費の節減とい
うことは、総合的に見て当然あり得ない
ことであります。そういう点を考慮に
入れますと、どうしてもこの問題は、
やはり元あつた所には、一應機構を縮
小しても存置すべきものである。こう
いうふうな結論が私としては出て参る
のでありますから、その点につきまし
てはなお十分に御考慮を願いまして、
これを復活させて存置していただき、
こういうことについての強い要望をい
たしておこ次第であります。

のであります。ただいま本多國務相の御説明によりますと、運輸大臣が今後強力なる地方自治團体の監督権を持つと仰せられました。内容を端的に伺つてみますると、いわゆる処分の取消しさえもと、いふようなお話であります。が、私はかような程度の監督権では、内閣の諸公はまだ／＼事態の實相をよくおわかりになつておらないのじやないかと思います。なぜかと申しますと、道監の仕事は大体末端の配給機構であります。直接人民に接觸しておる窓口官廳なのであります。従つて扱いまする仕事の分量は非常に多いし、また一つ／＼の仕事は、どちらかと申せばこまかに配給が非常に多い。決して大きな昭和電工みたいな会社に、資材を一ぺんにどかつとやるような性格の仕事ではない。極端に申しますれば、自動車の自家用を持つておる人に、年にタイヤが一本行つたり、行かなかつたりする。そのかわり自家用を持つている人が何万人とおる。大きなトルック会社などで、一年に何十本か何百本か行くなんというのは、どちらかというと少い方でありますて、ほんとうに大衆に対する仕事で働きかけておるわけでありますて、その一つ／＼の処分について、運輸大臣が処分の変更をすると申しましても、さよなことは二階からの目薬でありますて、とても末端に浸透するものではない。従つて私が、かりに本多國務相のお考えの線に沿うてものを考えてみましても、運輸大臣の处分権といふものはもとより必要でありますけれども、そんな程度のこととをもつて、中央官廳、主務官廳が、地方自治体のこの面の仕事に對して、十分な監督ができるなどとお

考えになりましたては、ここにたいへんな錯誤を生じて、人民にたいへんな迷惑がかかる。どうしてもその監督権を主たる公吏に対する徹底的な人事権を主務官廳が握る以外には、有効適切な監督はできないと思います。その線に沿うてお考えになるならば、ぜひそこまで明確に御規定を願わなければ、私は今回の行政整理は一大失敗を演ずるおそれがある、かよううに考える次第で、私が道監の制度を実質的に多少残したこと申しまするゆえんのものは、決して日本の公共團体を尊重せぬという意味ではない。尊重して参りたい。しかしながら今日のわが國の自治團体の仕事は、いろいろいいところもありますが、私の見る角度は、事務能力の角度からで、その角度から見ましたときには、理想論と実態とは、非常に遊離している。もちろん地方團体へ持つて参りますことの反対の一部の理由には、いわゆる地方ボスといふものの勢力、アンデュウ・インフルエンツとしいうものに影響されて、公正を欠くといふこともないではないと思いますが、それが主たる理由ではない。われくが一番心配いたしますのは、地方團体の事務能力いかんという問題です。前会も申し上げました通り、今日のわが國の自動車行政、陸運行政というものは、関係筋の嚴重な監督を受けておる。しかもその重要資材たるや、アメリカの恩恵に仰いでおる。従つてそのような統計の上に立つて、それこそ向うの実証主義の上に、今日の行政が築かれて

おるのである。従つて運輸大臣といたしましては、この末端の機構に対し必要な統計を、必要なる時間以内に確実に把握しなければ、その業績は絶対に低下するのであります。この意味におきまして、私は地方團体の現在の事務能力の点から、実に深甚なる憂いを抱くのであります。内閣の諸公は、はたして今日までのわが國の地方團体が、これらいわゆる事務能力の点において、國の要求に対してこたえるだけの実態を備えておるか、ということを、冷靜に御反省にならなければ、私は今回のことによつて、民主自由党内閣は、深刻なる不満を人民の間に巻き起すようになるのではないかといふことを、心配しておるのであります。要するにこの道監の關係の一連の行政機構が、行政整理全体としての波をかぶることは、毛頭私どもとして異存はない。しかしながら今回のように、いろいろお立場上もあり、政治上の面子の問題もありましようが、これを一應やめて、いわゆる分室という換骨奪胎の方向に行かれたことは、私どもも内々わかるのであります。そこまでとやかく申し上げるわけではございませんが、分室をお認めになる以上は、この事柄の実態からいたしまして、私はどうしても、相当廣範囲にお認めになる必要がある。都道府縣全部と言つては少し言い過ぎかもしれないが、ほんとに近い程度において、分室の分布をお考えにならなければ、たいへんなことになる。なぜかと申しますと、この道監の關係の陸運の行政事務といふものは、各縣にみなある。もちろん大きな縣もあり、小さな縣もあり、仕事の分量に多少の違いはありますか、

とにかく、人民の不便を十分に御考慮いたた
くというふうにお願いしたいのであります。

申しあげておきたいと思います。地方公務員の正義感並びに能率の点について、御批判があつたようですが、地方委任としきことにつきましては、その正義感においても、能率においても、政府機関の國家公務員に劣らないといふ、従来の精神、さらには國務の地方委任としきことにつきましては、このことが將來政府に対する怨嗟的となり、混乱を惹起しやしないかという問題がありますが、まことにこの点は最も心配すべき問題だと思います。但しただいまお述べになりました御意見は、大衆に直接關係のある、こまかいい事務まで分室といふもので保留するという立場に立つての、御意見ではないかと思いますが、原則としてその仕事はそつくり縣に委譲するという建前でありますして、場所についての御不便はない。他にどうしても手放すことができないもののがありますならば、それについての分室を設ける。この物資に対する関係のある方は、きわめて少數であると考えております。従つていかなる種類の物資を幾品目だけ保留するのか、さらにその品目に対する分配關係の人たちは、どういう分布状況になつておるかというような点から、その品目と地域を勘案して、運輸大臣において研究していくだくことになります。問題は、中央政府が

大部分の仕事を依然として保留して行きたいという建前でこれをやりましたならば、地方民に非常な不便をかけることになります。しかし品目を整理して、ほんとうの特殊なもの、あるいは非常に大量なもの、あるいは二つの懸念をかけることはないように、できるだけ申し上げておきます。

○尾崎(末)委員 先ほど申し上げましたことは、昨日以來総理大臣並びに本多國務大臣、官房長官などの御出席を求めておつたのでありますたが、昨日も日本日報都合で総理大臣や官房長官はお見えにならないで、本多國務大臣だけがお見えになつたので、申し上げましたのであります。先ほど申し上げました趣意を、國務大臣から総理大臣並びに官房長官等にお傳えを願いたいということを嚴重に希望を申し上げ、お傳えくださるかどうかかということについての、御返事を伺いたいと思います。

○本多國務大臣 尾崎委員の意見を、官房長官並びに総理大臣に傳えろということですか。

○尾崎(末)委員 そうです。御出席を求めたのでありますたが、昨日も日本日報出席願えないでの、國務大臣から必ずお傳えを願いたいのであります。

○本多國務大臣 承知いたしました。

○柄澤委員 本日は本多國務大臣がお見えになりましたので、道監の問題にしては、先ほどより各委員から申し上げておりますように、大体地方に委譲されておりま

私どもの党といたしましては、その條件によっては、この問題を、究極に押し進めて参りますと、行政整理ということによりましては、この欠陥はどうしても克服できません。いろいろな國民の間の不平不満という問題を、到底に押し進めて参りますと、行政整理といふことによつては、この欠陥はどうしても克服できないという観点から、行政整理を條件としたままです。地方廳委譲反対にも納得できかねるわけでございまして、行政整理を伴わない地方廳委譲反対といううえでございまして、その理由は、當局の説明から私どもいろいろの資料を聽取いたしました場合にも、御當局自身がこれを述べておられたのでございますが、小幡陸運監理局長のお話にもございましたし、各委員の御意見にもございましたし、一縣を範囲にすることによる輸送はないという点、それから鐵道は総合的な調整上から、専門的に考えらるべきであつて、何ら技術上にも、それから事務上にもなれない地方廳に委譲することについて、私は、反対であるというような御意見は、十分現場を握つておられる方たちの御意見をしんしゃくし、さらにこれを利用する廣汎な國民の声をも、陳情その他によつて伺ひまして、これを地盤に委譲することに対しては、絶対反対ということになつたのでございまして、政府當局に至るが、當時決定されていたのでございましたが、こうしたことは、ぜひ済みます。そこでお伺い申し上げたいのですが、當時から上申さるべきであるといううえでございまして、政府當局に至るが、當時決定されていたのでございましたが、こうしたことは、ぜひ済みます。そこでお伺い申し上げたいのですが、當時から上申さるべきであるといううえでございまして、政府當局に至るが、當時決定されていたのでございましたが、こうしたことは、ぜひ済みます。

ます。私どもいたしましては、このことが決定されます前に、この運輸委員会の意見というものが、尊重されると、かかるべきだと考えていましたのでござります。ところが何らそうしたことはないに、閣議で決定され、発表された。ということを承りまして、実に意外でござつたわけでございます。お尋ねしたことばは、國会法にもござりますように、運輸委員会が相当慎重に討議いたしまして、決定いたしました事項といたしましては、明らかにこれがほんとうに決議権を持つておるものと、私どもも本の憲法、國会法を尊重して、考えているのでござります。その点につきましても、國務大臣の御意見を伺いたいのでござります。

市町村長を初め、辞職をいたしました。あるいは政府に対し抗議文を持て参りましたり、いろいろな形で、ただいまの吉田内閣の方針に対し納得のできかねる意思を表明しておるのでござります。その点は國務大臣もよく御了解だと思うのでございますが、どういうふうにお考えになつていらつしやいますか。

○本多國務大臣 それらの点につきましても、結局國会の判断をお願いするほかないと思ひます。

○柄澤委員 道監地方委譲がもし國会を無視する形で断行せられました場合には——行政整理においても十七箇所というような案を漏れ承つておりますが、現在予算を決定されました今日、当然予算の中にもそぞらしたものが計上されていなければならぬと思ひでございます。私どもいたしましては、運輸省関係の予算につきましては、まったく質疑が不十分のうちに打切られてしまつたのでございまして、この予算の内容、道監の行政整理につきまして、どのくらいの整理があるといふうなことにつきまして、当然御計画があるだろうと思ひますので、本多國務大臣の御答弁を煩わしたいと思ひます。

○満尾委員 先ほど運輸大臣から、この新しい事態に対処いたしまして、帆分の取消権を持つという御説明があつたのに対しまして、人事の監督権、人

事異動に対する実質的な人事権をお持
たせにならなければいけない、その程
度に行かなければだめだ、ということ
を意見として申し上げた。そういうふ
うなお考えはあるかないか、そのこと
をまず伺いたいのです。

それからまた、この道監問題の背後
にある問題として、結局現在の府縣制
というものが、今日の実情に合わなく
なつておるのではないか。私は府縣制
のほんとうの歴史を今ここで正確に知
りませんが、おそらくは明治二十年
代、あるいはもつと前から、現在の府
縣制の行政的な区画というものができ
上つていたのではないか。その当時の事
情を考えてみますと、例の徳川時代の
封建的な殿様時代の区域というもの
が、その地方々々の人民の感情となつ
ており、それが土台となつておる。し
かも当時の通信なり、交通機関とい
うものの発達から見ましても、非常に小さ
くわかれでておるわけであります。その
後五十年、七十年くらいの歳月が流れ
まして、非常に技術的な進歩がありま
したので、今日となると、その行政区
画というものは非常に小さいのであり
ます。従つてもし政府がほんとうに抜
本的な行政整理を断行し、建直ろうと
お考えになるならば、なぜこのわが國
の現行の府縣制の根本に、メスを入れ
られるお考えが出ないものか。その点
について御意見を伺いたい。もしこの
行政区域が大きくなるようになれば、
今日私どもがここへたび／＼おいでを
いただいて、面を犯してかような議論
であります。私は圧倒的な絶対多数を
握つておる現内閣におきまして、ぜひ

○本多國務大臣 人事権なくして監督が徹底するものでないという御意見は、実質的にはまことにごとつともだろうと思います。しかしこれは、公務員をある程度信用ができましたならば、公務員の正義感、能率、信頼、主務大臣の監督指導権等によつて、遺憾なくやれるという考え方であります。さらにこの際つけ加えておきますが、この委任事務を担当する地方公務員に対しましては、さらにもう少し人事に影響を及ぼす強い力を持たなくてはいけないのではないかという観点から、閣議におきまして、そういう者が不當な処分をしたような場合における懲戒免職等の勧告権を、主務大臣に持たせではどうかというような方針も内定いたしました。これはただいま地方自治法の改正立案の中でも、研究中でございまして、このままの行政区分画であるから、もう少し廣区域の行政区画にこの際やるべきではないかという御意見につきましては、今後の行政制度の改革問題と一緒に、十分考慮して研究いたしてみたいと存じます。

るいは不當なる処分をした、その点に對して運輸大臣の監督が及んだだけでは、わが國の陸運行政といふものは、決して及第点をつけられない。悪いことをしたものをやり直すのは、これはもう下の下であつて、そんなものは私どもの論議から言えども、レベル以下の話である。私どもは日本の陸運行政というものが、積極的に前進して行く、推進して行く状態になるには、どうすればいいかということを、ほんとうに、まじめに、眞剣に考えておりまします。従つて不當な処分であるとか、不正な処分であるとかいうことのやり直しというようなことは、これはむしろどつちかと言えば論外だ、私は決して地方公務員の不正ということは論議したい。いやしくも名譽ある公務員たまらない。大いにこれは慎まねばならぬことと考ります。私がここで申し上げたことは、むしろ能率増進であります。終戦後わが國の中央官廳はみな出先機関を持った。なぜ持つたか、それはわが國の中央官廳が、自分の勢力範囲を拡張したいというような野望をもつて設けたとは、私は思わぬのであります。私もその実経験者の一人であります。が、その仕事の実情から行つて、どうしてもそういう形態をとらなければならぬ。それから問題は、今後の陸運行政を能率的に推進させるために、日本の現状から、かよなうな概念論的な飛躍が一体許されるかどうか。そ

の構想はでき上つておるようありますけれども、ほんとうに國家のためになるか、わが國の人民のためになるかといふことで、私どもはこの問題をながめておるわけであります。それで政府は大体度で、足踏みをしておられたの程度で、もうとんでもないことがあります。どうしたら現在より、もつともつと能率よくその業務が推進されるかという観点に重点を置いて、この制度を考えなければならぬのでありますから、どうしても本多國務相にもう一度此の問題の実態を反芻していただきまして、お考えをきめていただきたい。それは各県に対しまして、行政区画が拡充されれば、申分ないのでありますから、それに合うような行政機構を考へるのが、ほんとうであつて、行政機構で人民の方をむりにひっぱつて行くというようなお考えは、本末轉倒でなかろうかと私は考へる次第であります。これで大体私の考えを申し上げました。

○柄澤委員 昨日の運輸大臣の御答弁では、大体十七局を残して、他は分局ということございましたけれども、地方からの反対も多い今日、それだけでは具体的なことは明らかになつていいないのでありますて、その論拠や、それから、その計画と申しますか、考えておられますものを、当然運輸委員会に御報告があつてしかるべきだと私も考えるであります。これは先ほども考へるのであります。これは先ほども御質問申し上げたでありますけ

れども、さらに重ねて御答弁を煩わしいと思ひます。

○大屋國務大臣 柄澤さんの今のお話

には、あなたのお考へ違いがありますから、こういうふうに考へていただきたいのです。道監の特別道監というの

が九あります。それは名前を陸運局といふことにかえて、ほかの仕事もそ

う。そこでこの十七が不適当であるか

かから地方各府縣の道監が四十三あつた

のを原則としてやめて、新たに陸運局

の分室を十七設けるという一應の内定

がござります。そこでの十七が不適当であるか

かへ合併いたしまして、残して、それ

から地方各府縣の道監が四十三あつた

のを原則としてやめて、新たに陸運局

の分室を十七設けるという一應の内定

を原則としてやめて、新たに陸運局

の分室を十七設けるという一應の内定

すと、いろ／＼混乱を起すような心配もありますから、もう両三日のことだ

と思ひますので、どうぞ御猶予を願います。

○田中(堯)委員 本多國務大臣にお尋ねしたいのです。私はおそく來て重複す

ればたいへん恐縮ですが、道監の地方

委譲に反対という意向が、この委員会

でも圧倒的だということは、御承知のこと

と思います。またその理由は、こ

こで私が繰返すまでもなく、堂々たる

理由がたくさんあるのです。こ

れでも御承知のことだと思います。ところ

がそれにもかかわらず、政府では、ど

うでもこうでも、これを今度取上げる

ということござりますが、聞けばそ

れは、やはりもつと高い觀点から、そ

ういうふうな決断をしたのであるとい

う御説明だそうで、その高い觀点とい

つても、まことに抽象的であつてさつ

ぱりわからぬ。どういう高い觀点か

ら、ぜひともこれをやらなければなら

ぬかという御説明を、もう少し親切

に、具体的にお願いしたいと思いま

す。

○本多國務大臣 現政府は地方分権、

整理の人員についてぜひ御答弁願いた

いと思います。

○本多國務大臣 行政整理は、たゞ

おいでになりませんので、この際行政

整理の人員についてぜひ御答弁願いた

いと思います。

○柄澤委員 本多國務大臣がめつたに

おいでになりませんので、この際行政

整理の人員についてぜひ御答弁願いた

譲しても支障なくやつて行けばしない

かという点であります。これが道監が

地方委譲の対象になつた理由であります。

○田中(堯)委員 そうすると結局、地

方委譲によつて人員が削減できる、經費が削減できるということがねらいで

ござりますか。

○本多國務大臣 今回の行政整理は、

重點は均衡予算を堅持して行くための

國費の緊縮にあるのでありますが、こ

れとともに、機構を簡素化して、いま

少し能率的な責任と分限を、明確化

したものにしたいという方針をもつて

進んでおるのでござります。従つて全

國にくもの集を何枚も重ね合わしたよ

うな、複雑な機構になつてゐる地方の

出先機関につきましても、できる限り

これを廢止できるものは廢止してしま

うし、その仕事の残るものは、委任事

務として、地方公共團體にやらせると

いうような方向に進みたい、こういう

方針でござります。

○田中(堀)委員 運輸大臣にお尋ねし

たいのです。これは今日の議題とはち

よつと離れるのですが、一昨々日運輸

大臣は本委員会で、戰時に買上げ

た私鉄を、今度拂い下げることで、い

ろいろと今何人にどういう値段で拂い

下げるかということについて、研究中

であると言われておつたのであります

が、そ

ういうものは、ただいまお話をあります

した、今度陸運局となります九つの廣

よう、この面に對しては、法律を提

出するというようなことは、ただいま

は考えておりません。

○田中(堀)委員 いま一つ運輸大臣に

伺います。戰時中買上げた私鉄は、

大体全部拂下げの予定ですか。

○大屋國務大臣 戰時中に拂い下げた

ものは、買手があり、また地方の実

情、あるいは輸送の國鐵との関連とい

うよくな点から、さしつかえなければ

できれば全部拂い下げても、原則

これとともに、機構を簡素化して、いま

少し能率的な責任と分限を、明確化

したものにしたいという方針をもつて

進んでおるのでござります。従つて全

國にくもの集を何枚も重ね合わしたよ

うな、複雑な機構になつてゐる地方の

出先機関につきましても、できる限り

これを廢止できるものは廢止してしま

うし、その仕事の残るものは、委任事

務として、地方公共團體にやらせると

いうような方向に進みたい、こういう

方針でござります。

○田中(堀)委員 運輸大臣にお尋ねし

たいのです。これは今日の議題とはち

よつと離れるのですが、一昨々日運輸

大臣は本委員会で、戰時に買上げ

た私鉄を、今度拂い下げることで、い

ろいろと今何人にどういう値段で拂い

下げるかということについて、研究中

であると言われておつたのであります

が、そ

ざいまして、私どもの討議する機会を

與えていただきたい、かよう、委員長

より委員各位に諮つていただきたいと

思つてございます。

○田中(堀)委員 関連事項ですが、運

輸省設置法案は、これは一括して内閣

委員会にかかるのでござりますが、こ

れはやはり専門の運輸委員会に、決定

権もでももらつて來れるようにおとり

は、内閣委員会には、専門でない非常

なたさんの仕事がかかつてゐるよう

ありますから、ちよつと十分な審議

しほうですか。

○大屋國務大臣 その点が問題なので

あります。現に日本の今の実情にお

きましては、個人の資本の蓄積とい

うものが、非常に昔と姿がわつてお

ります。結局政府から金が出て、それが

いわゆるぐる／＼めぐつておるとい

うのが実情でありますので、賣りたいと

思つても、適當な買手がないといふ場

合には、賣ろうと思つても賣れない。

つまりこれから腹をきめて、そういう

買手を探して、どうしても買手が買ひ

切れなければ、賣ろうと思つても賣れ

ないのでですから、そういう実態の仕事

は、これから先に実際に當つて見まし

て、やるうと思つてもやれないもの

は、結局やめなければしようがないと

ふうになつておしましよう。

○大屋國務大臣 バス路線も拂い下げ

た方がいいものがありましたならば、

置法案でございますから、運輸省設置

法案につきましては、ぜひひとつ運輸

委員会におきまして時間をとりくだ

さいまして、委員会の討議する機会を

與えていただきたい、かよう、委員長

より委員各位に諮つていただきたいと

思つてございます。

○柄澤委員 先ほどございましたが、

運輸大臣はいろ／＼拂い下げの御計画

があるということをございました。こ

の予定が進められておりますならば、

当然各路線別の原價計算といふものが

できおると思うのでござります。

たできているように漏れ聞いておるの

でござりますけれども、ぜひ次の委員

会までには、この路線の原價計算を本

委員会に御提出賜りたいと思いま

す。

○柄澤委員 今内閣委員会におきまし

て、各省設置法案が一括上程されてい

るところにあります。

○岡村委員長代理 ただいまの柄澤君

の問題につきましては、これは内閣委員

会と連合審査会を開くようになつた

いふことを含んでおりますが、各省設

置法案でござります。

このように承つております。今日も大臣

の御答弁がありましたが、いろいろ

重要な問題を含んでおりますが、各省設

置法案でござります。

このように承つております。

この問題につきましては、これは内閣委員

と思うのですが、いかがございましょうか。

○田中(堺)委員 それはけつこうでございますけれども、それだけではこつちに決定権がないわけです。やはりこつちに決定権をとつて來なければいけないと思います。それは向うの了解を得ればできると思います。

○岡村委員長代理 できるだけそういうふうに努力いたします。

○柄澤委員 たいへんしつこいようですが、ぜひ委員長に努力願いたいと思うのでございます。合併でございますと、向うも時間がないというので、一日に全部の案をやるというような御計画と承つております。各委員会でもこれにつきましては、これでは不十分だということで、各委員会でやりたいといふ意向も大分あるということを承つておりますし、実際の必要もございまして、ぜひ運営委員会におきまして、その熱意を示していただきたい点でも委員長の御努力をお願いしたいと思います。

○岡村委員長代理 努力することにいたします。

大体これで質疑はないようございますから——先ほど關谷君から、國有鉄道運賃法の一部を改正する法律案に対する質疑は次会に延期して、本日はこれにて散会せよとの動議が提出されております。これに御異議はございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岡村委員長代理 御異議がなければこれにて散会いたします。なお次会は、二十五日月曜午後一時より開会いたします。

午後四時十三分散会